

第八回 参議院 厚生委員会 會議 録 第八号

昭和二十五年七月三十日(日曜日)午前
十時二十三分開会

委員の異動

七月二十九日委員加納金助君辭任につ
きその補欠として長島銀藏君を議長に
おいて指名した。

本日の會議に付した事件

○社会保険制度に関する調査の件
(医療分業に関する件)
(報告書に関する件)

○地方自治法第五十六條第四項の規
定に基き検査所の設置に關し承認を
求めるの件(内閣提出・衆議院送付)
○醫師國家試験の受験資格の特例に關
する法律の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

○齒科醫師國家試験予備試験の受験資
格の特例に關する法律案(衆議院提
出)

○狂犬病予防法案(衆議院提出)

○継続調査承認要求の件

○皇居前広場の保存問題に関する件

○委員長(山下義信君) これより本日

の厚生委員会を開会いたします。

日程の順序を変更いたしました。社
会保健制度に関する調査關係といたし
まして、かねて医療分業に關連いたし
まして、堂森委員から政府の厚生省に
に設置いたしました医療分業關係の調
査会の権限、並びに本會議における厚
生大臣の答弁、及び当委員会におきま
する医務局長の答弁等々と關連いたし
まして、この問題につきまして厚生大

臣の所見を求めるといふことに前回の
委員会が相成つておりましたので、本
問題を先ず日程に上げますことに御
異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) 御異議ないと
認めます。それでは本件につきまして
堂森委員の発言を許します。堂森委
員。

○堂森芳夫君 この前の委員会、東
局長から前例もあつたので法的根拠が
ないけれども、あのような調査会によ
つて厚生省の態度を決めるような委員
会を作つたという御答弁であつたので
ありますが、厚生大臣もやはりそうい
うお考えでありますかお伺いしたいと
思います。

○國務大臣(黒川武雄君) 名前の通り
臨時の調査会であります。その結論が
出ましたならば、それを参考にして厚
生省の結論を出し、そうして国会の御
審議を頂きたい。そういう考えであり
ます。

○堂森芳夫君 この前の本會議の質問
の際の大臣の御答弁によりまして、速
記も持つておりますが、「政府といたし
ましては、右調査会の結論を待ちまし
て、所要の措置を講じ、国会の御審議
をお願いする。」というわけでありま
して、まあ読んでその通りであります
が、非常にこの法的根拠のない調査会
に、この重大な問題の結論を委ねるよ
うな態度を取るよう思われるのでご
ざいます。その点如何でございますか。

○國務大臣(黒川武雄君) 法的根拠の
ない調査会にそういう重大な権限を委
ねるといふような意思は全然ございま
せん。どこまでも参考としてこの結論
を得たい。こういう考えであります。

○堂森芳夫君 厚生省はなぜ政令によ
るとか、或いは法的根拠を与えるとか
いうような方法で、そうした重大問題
の調査会をお作りにならなかつたかと
いう点をもう一度お伺いいたします。

○國務大臣(黒川武雄君) 御承知の通
り或る筋からの非常な要望がございま
して、早急に答へる必要があつたもの
でございまして、そういうことを考
えないで、臨時に答へた次第でござい
ます。

○堂森芳夫君 關係方面のそうした指
示と申しますか、私の調べた範囲では
必ずしもそうした公的オーダーという
ふうなものではないと解釈しております
が、厚生大臣はどうお考えになりま
すか。

○國務大臣(黒川武雄君) 私も交渉の
結果を聞いていただけでございませ
ん。噂程これは……私はつきり申し上げるこ
とができないかも知れませんが、なか
なかむずかしいデレケートな問題らし
いのでございまして、そう騒がれた程
又強硬であるかどうかといふことは、
まだ私直接聞いておりません。段々
に……この七日に調査会の発表式をい
たします。そのときも同うさんからお
いで頂きます。御意見を伺うように
なつておりますから、その上で御了承
願いたいと思ひます。今のところは直
接私の話を聞いておりません。

○堂森芳夫君 大臣の御答弁を伺つて
おりますと、厚生大臣として非常にそ
の点お手抜かりのように思ふのであり
ますが、もう少しこの点はつきり御答
弁願えんでしょうか。

○國務大臣(黒川武雄君) はつきり申
さないところには意味があるのではな
いかと思ひます。その点は堂森委員も
十分御承知のことと思ひますから、わ
ざとお答えいたしません。

○堂森芳夫君 それでは、今度の調査
会というものは強制分業をやるといふ
前提の下に作つてゐるのだというふう
に解釈して、必ずしも強制分業をや
るといふ前提としての調査会であるとい
う、必しもそうじゃないのだというふ
うに解釈していいかどうか。その点に
ついて。

○國務大臣(黒川武雄君) 私は医療分
業すべしという考えも持つておりませ
んし、調査会もその点を研究する調査
会であらうと思ひます。

○堂森芳夫君 それでは臨時診療報酬
調査会或いは医療制度調査会というふ
うなものに対する委員のメンバーを、
お決まりでございまして、御発表願
いたいと思ひます。いや大体で結構で
す。

○説明員(森本彌君) 私より委員の構
成につきまして考え方を申し上げます。
二つございまして、最初の臨時診療報
酬調査会のメンバーでございしますが、
これは委員の数は三十名でございま
す。そして半数の十五名は医療關係
者、それから残りの半数の十五名は医
療を受ける立場にある者と、それから
学識経験者及び關係行政機關の職員、

こういふ顔組で構成いたしております
す。それから第二の臨時医療制度調査
会の委員でございしますが、これは委員
の総数が四十名、これが四つのグルー
プに分れてまして、最初のグループは十
名が医療關係者、それから第二が医療
を受ける立場にある者、これが十名、
それから第三が学識経験者及び關係行
政機關の職員、これが二十名、合計四
十名、こういう顔組で構成されてお
ります。

○堂森芳夫君 それではいつ最初の会
合をやつてですね、そして大体いつ
頃までに一応の決案を出すか、その予
定がございまして、御発表願いま
す。

○國務大臣(黒川武雄君) 第一回は八
月七日に催します。その後いつといふ
期限は考えておりませんが、成るべく
早くといふことを考えておりますから、
六ヶ月か、或いは長くても一年く
らいではないかと存じます。

○委員長(山下義信君) ちよつと委員
長から伺いますが、委員の委嘱の形式
はどういうふうになつておりますか。
誰の名でこの委員を委嘱しているか、
或いは委嘱状といふものを發送してい
るか。ただ委員になつて呉れというよ
うな、口頭で頼んだというだけになつ
ておりますか。その手続きはどうなつ
ておりますか。

○國務大臣(黒川武雄君) 厚生大臣の
名前を以ちまして、非公式の委嘱で
ございませう。

○委員長(山下義信君) 非公式といふ
ことは委嘱状の中に何かありますか。

○委員長(山下義信君) 非公式といふ
ことは委嘱状の中に何かありますか。

非公式というとはどうして分る。厚生大臣の委嘱状に非公式ということがどうして分るのですか。

○國務大臣(黒川武雄君) 公式の委嘱状は出しておりません。それで、そういう意味において非公式ということを上げました。

○委員長(山下義信君) ですけども、委嘱状は今厚生大臣の名で出ているのであれば、それが非公式ということはどういう意味ですか。

○説明員(森本潔君) 今大臣が非公式と申されたのは、いわゆる法律でありまうとか、政令であるとか、そういう法律、政令の根拠のない委員会であるからという意味だと思ひますが、委嘱状の形としては、大臣名を以ちまして、この審議会の委員に委嘱いたしますからという形式になつております。

○委員長(山下義信君) 調査会はずね。調査会は法的根拠がなく非公式であつても、委嘱状というものは苟くも厚生大臣の官名を用いての委嘱状というものは、公文書のもので非公式というのではどういふわけですか。

○説明員(森本潔君) 今非公式と申されましたのは、今申したような意味でありまして、大臣の名前で出したという……

○委員長(山下義信君) 公式です。委嘱状その他その調査会に何か規定がありますか。

○説明員(森本潔君) これは大臣の決裁による、役所の言葉で申しますと同一定めと申しますか、その形式によりまして一応の内規を作つております。

○委員長(山下義信君) その内規を資料として、委員会に提出して貰ひたい

のです。
○説明員(森本潔君) 承知いたしました。

○委員長(山下義信君) これは大臣に伺ひますが、国家行政組織法の第八條によりまして、これは第三條に定めた委員会以外の諮問的或いは調査的な審議会や協議会は、法律によらなければ設けられないことに国家行政組織法でしてありますことは言うまでもないこととあります。実際問題としては、先刻堂議委員が質疑応答を重ねておられましたが、この調査会というものは非常に重点を置いておられる。その答申の結果、調査会の結論については大臣はこれを重視しておられることは言うまでもない。本会議やこの御答弁にもあるわけでありまう。さもないければこれはほんの茶飲み会であつて、その結論がなく、どう出ようと殆んどそれは敢て重大な関心を持たんとおしやればそれである。重大な関心を持たんとおしやるならば、何が故に仰々しく二大調査会を設けるのか、これは非常に重大に世間が見ていることは新聞紙が非常に大きく報道しておることによつても極めて明白なのである。従いましてそれ程重要な調査会が法律的根拠を持たないで私的に作られたというところは、全く法律無視と言わざるを得ないのです。時間的な関係で急いだとおしやつても、国会は開会中で、一時間でも二時間でも必要な調査会でありまうれば、国会はこれに對して議決をいたしますのにやぶさかでない。何故に法律を無視して私的な調査会をお作りになつて、而もその調査会の結論を重視するといふお考えをお取りになつたといふことは、国会を無視

せられたのではないかという当委員会におきまして不満の心持があるわけでありまう。その点まだ釈然といたしませんので、明白に何が故に法的根拠を持たない調査会をお作りになつたのか。若し私的な調査会なれば、その結論に對して厚生省は重大な関心を持たないとおしやれば、それでよろしいわけでありまうけれども、その結論を相当重視するといふお考えならば、甚だ奇異と言わざるを得ませんので、その点を明白にしたいといふのがこの委員会の問題になつておる点でありますから、厚生大臣の御所見を一つ詳細にお述べ願ひたいと思ひます。

○委員長(山下義信君) 速記を止め

○委員長(山下義信君) 速記を止め

○委員長(山下義信君) 速記を止め

○委員長(山下義信君) 速記を止め

○委員長(山下義信君) 速記を止め

○委員長(山下義信君) 速記を止め

○委員長(山下義信君) 速記を止め

をにこそ態度が根本的に、日本の主権というふうなものを確保しなければならぬという我々から見れば、非常に遺憾だといふふうに考えます。大臣の見解を一つ伺ひたい。

○國務大臣(黒川武雄君) 先程半年か一年といふことを言ひましたのは、ちよつと長い過ぎでございまして、通常国会の始まります前までは大体終了して貰ひたいと思ひます。

○委員長(山下義信君) 尙、私から重ねて伺つて置きます。政府は今でもこの調査会の設置は法的根拠を求めなかつたのは遺憾とは考えていないのですか、これが当り前と考へておられますか。當り前でないと思へておられるか、變則的であると思へておられるか、こういうものを作つて、こういうやり方をするのが當り前と考へておられるか。その点について厚生大臣の所見を求めます。

○國務大臣(黒川武雄君) 變則的であらうと、誠に手続において遺憾の点があつたと考へます。

○委員長(山下義信君) それでは本問題は一応この程度に止めて置きて、後日継続いたすことになつたと思ひます。御異議ございせんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思ひます。

○有馬英二君 質疑を省略しまして、直ちに採決をお願いしたいと思ひます。

○井上なつゑ君 只今の有馬委員の動議に賛成いたします。

○委員長(山下義信君) 只今の有馬委員の動議は、質疑を打切つて討論も省略して、直ちに採決するといふ動議でございせんか。

○有馬英二君 そうです。

○委員長(山下義信君) 有馬委員の動議に御異議ありませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思ひます。質疑を打切り、討論を省略しましてこれを採決いたします。本件に對しまして承認することに御賛成の方の御起立をお願いします。

○委員長(山下義信君) 全会一致でございまして、よつて本案は原案通り承認することと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) 報告する報告書には多数意見者の署名を附することになつております。本案を可とされる方は順次御署名願ひます。

○委員長(山下義信君) 署名漏れはございせんか。署名漏れはないと認めます。

○委員長(山下義信君) 署名漏れはございせんか。署名漏れはないと認めます。

○有馬英二君 質疑を省略しまして、直ちに採決をお願いしたいと思ひます。

○井上なつゑ君 只今の有馬委員の動議に賛成いたします。

○委員長(山下義信君) 只今の有馬委員の動議は、質疑を打切つて討論も省略して、直ちに採決するといふ動議でございせんか。

○有馬英二君 そうです。

○委員長(山下義信君) 有馬委員の動議に御異議ありませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと思ひます。質疑を打切り、討論を省略しましてこれを採決いたします。本件に對しまして承認することに御賛成の方の御起立をお願いします。

○委員長(山下義信君) 全会一致でございまして、よつて本案は原案通り承認することと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) 報告する報告書には多数意見者の署名を附することになつております。本案を可とされる方は順次御署名願ひます。

○委員長(山下義信君) 署名漏れはございせんか。署名漏れはないと認めます。

○委員長(山下義信君) 署名漏れはございせんか。署名漏れはないと認めます。

ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山下義信君) 次は、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案、歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案、この際右の二件を一括して上程することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。右二件を議題に供します。先ず提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(大石武一君) 只今議題となりました歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案並びに医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現在我が国において医師並びに歯科医師が医業を行います場合には、然るべき医学校を卒業した者にして、而も国家試験に合格した者のみに限られておるのであります。然るに、太平洋戦争の終戦によりまして、多数の医師並びに歯科医師が海外より内地に引揚げ参つたのでございまして、この中には尙相当の数の者が、いわゆる正規の医学学校を卒業せずして、海外の然るべき適地において現地の免許を受けて、いわゆる現地開業医として医業に従事しておつた者がございまして、こういう人々が現在国内においては現在の日本の法律によりまして何ら医業を営むことができず、空しくその技能を死蔵

しつつ、尙生活苦に喘がなければならぬ現状でございまして。従つてこのような窮状を防ぎますために、昭和二十一年に勅令第四十二号の国民医療法施行令特例によりまして、特別試験を受けることによつて、それに合格した者は医業を営むことができるというところに相成つたわけでございまして。然るにそれにも拘わらず、尙いわゆる露地開業医において医業に従事せられた現地開業医、或いは更に進んで南方のマライ、シンガポールの方面、又進んで朝鮮における医師試験及び歯科医師試験の第一部試験に合格した者等につきましては、何らこれらの特別試験を受けることができませんで、終戦後五年に至る今日においても尙生活苦に喘いで、医業に従事したいという念願を持つてゐる者が相当にあるわけでございまして。従つて今回は、昭和二十一年の勅令の特例に洩れられた者を救助いたしまして、これらを是非とも然るべき試験を受けさせまして、それに合格した者に国民の医療の一端を担わせたい、こうお願いいたしまして、この法律案を提出いたしました次第でございまして。尙先程申し上げました昭和二十一年の特例による試験においても、これは五年間しか受験することができませんで、而も二回落第した者は何ら試験を受けることができないわけでもございまして。従つてこれらの者まで是非救助する考えで、これらの者の受験資格を認めることにいたしました次第でございまして。何とぞ然るべく御審議の上速かに御議決下さらんことをお願いいたす次第でございします。

○委員長(山下義信君) 本案の審議は如何いたしましょうか。御相談申上げますが、御質疑がございすれば続行いたしますし、尙十分御検討願いますためには、審議を次回に廻ししょうか。如何でございしましょうか。

○深川タマエ君 この問題は相当複雑な内容を含んでゐるらしいので、暫らく研究さして頂きたいので、次回に延期せられる動議を提出いたします。

○委員長(山下義信君) 只今の深川委員の動議の次回に延期することに異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。では審議を次回に廻すことにいたします。尙関連して資料の御要求がございしますれば、この際おつしやつて頂きたいと思ひます。該当者の数なんかの資料は……。

○政府委員(東郷太郎君) 資料といたしましては、直接今回の改正によつて受験をするであろうと思われる人数については的確なものはございせん。ただ各方面からの言葉によつて推定するだけでありまして、但しそれに関連した今までの特別試験等の受験者の成績等についての資料はございしますから、これ又何らかの参考になると存じますので、すでに差上げたものもございしますが、尙追加いたします。

○委員長(山下義信君) その資料を至急に一つ御提出願ひます。では本案の審議は次回にいたすことにいたします。

○長島銀藏君 医師法第三十六条第三項といふものの抜萃なり何なりの資料、それから歯科医師法三十三条第三項、或いは歯科医師法三十二条の規定と、こう書いてありますが、これらの

抜萃で結構でございしますから、参考資料を一つお願いいたします。

○委員長(山下義信君) 次は狂犬病予防法案を議題に供します。先ず提案者の提案理由の説明を求めます。衆議院議員原田雪松君。

○衆議院議員(原田雪松君) 只今議題となりました狂犬病予防法案に対する提案理由の説明をいたしたいと思ひますが、御承知の通り最近非常に狂犬病が大猖獗を極めまして、社会不安を非常に喚び起しております。すでに現在で昨年の発病頭数の三倍強になつておりまして、発病頭数も現在五百八十頭を数えております。そうして咬傷された人方は千九百九十八名の多数に上つて、現に死亡者が三十一名を出しております。そういう關係から急にこの法案を御承認頂きまして、社会不安の一端に努めたい、そういう理由であるのであります。只今御審議を願ひます狂犬病予防法案の提案理由は、国民の福祉を増進し、社会の安寧を図るに当りまして、公衆衛生の向上が重要な役割を演ずることは多言を要しません。そのため、公衆衛生に脅威を与える疾病予防のため、現在種々の施策が進められておりますが、人に感染する家畜の疾病につきましては、飲食用に供せられるものは、屠場法(明治三十九年法律第三十二号)、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)によりこれを防止し、人に直接危害を与える家畜の疾病につきましては、家畜伝染予防法(大正十一年法律第二十九号)により予防撲滅の対策が講ぜられる等、種種の対策が講ぜられて着々その効果を挙げておりますことは、一般に認めら

れてゐるところであります。犬の狂犬病は元來犬の疾病であるに拘わらず、人及び他のすべての家畜は勿論、各種の温血動物にも感染する疾病でありまして、従来家畜伝染病予防法によつて予防撲滅が図られて参つたのでありますが、最近犬の飼養頭数及び野犬数が急増するに、従つて、曾て殆んど根絶されんとしておりまして狂犬病が関東地方を中心としたしまして猖獗を極め、社会の不安を醸しておりますことは各位の御承知の通りでございします。狂犬病は現在までのところ、一たび発病すれば全く不治の伝染病であり、症状悲惨を極め、目を覆はしむるものがあり、速かに本病を一掃して、全國民の安全を期する必要があるものがあると思ひます。このときに當りまして、狂犬病は他の家畜伝染病と性格を相違し、防疫措置も全く趣きを異にいたす点が多いのでありますので、その万全を期するため、特に家畜伝染病予防法と別個な法律によつて適切な防疫措置をなし得るよう規定し、一刻も速かに本病を絶滅いたしたいと存するのであります。

以下本法案の主要な内容についてその概略をお説明いたしたいと存じます。

第一に、予防についてであります。が、國民を狂犬病の脅威から守るためには、先ず犬の狂犬病の発生を防がなければなりません。その最も有効な方法といたしまして、現在予防注射が実施されているのでありますが、これを徹底するため、すべての犬の登録を行い、定期的な予防注射の義務を課した点であります。又これと関連し浮浪犬の抑留を行ひまして、根本的に発生防

止の措置ができるようにいたした点であります。

第二に、狂犬病が犬の間に発生した場合に、この初発の時期に絶滅しなければなりませんので、罹患した犬が早期に発見、報告され、それに対する処置が完全に行われるよう届出、隔離の義務を課することにいたしましたのであります。併し、本病に罹患した犬は、御承知のごとく、狂暴性となり勢の極くま主人を咬傷して廻るものでありますから、人畜がこの罹患犬と接触することとを防ぐため、より徹底した浮浪犬の捕獲をなし、又緊急予防注射を実施し、運動の禁止、移動の制限、更に交通遮断等を必要といたしますので、これに関する規定を設けたのであります。

第三に、本病の診断には、先ず症状の観察が必要で、更に脳の病理組織学的検査等が必要となる場合もありますので、罹患犬及びそれを疑われる犬の殺処分を禁止して予防員をして検査をさせ、診断を確実にして事後の対策を講ずる措置が必要であり、又必要に応じて病性鑑定しなければならぬ場合も考えられますので、これのできるような規定を設けたのであります。

第四は、厚生大臣に緊急防疫措置として都道府県知事に必要な防疫手段の実施を命じよう規定した点であります。

第五は、公衆衛生又は治安維持の職務に携わる公務員及び獣医師に対して予防員から協力を求められたとき拒んではならない規定を設けた点であります。

第六は、抑留した犬を収容するため抑留所の設置を都道府県知事に命ずる規定を設けたのであります。この措置は狂犬病発生上最も危険と考えられる未登録犬、未注射犬、浮浪犬等を抑留した場合これを収容せんとするものであります。

第七は、登録手数料、予防注射の実費以外に犬の所有者又は管理に關して国又は地方公共団体の課税することを禁じた点であります。これは飽くまで、犬の所有者に積極的な登録と予防注射の実施等を期待せんがためであります。

第八は、家畜伝染病予防法から犬の狂犬病を分離いたしましたので、これに伴つて家畜伝染病予防法中必要な改正をいたした点であります。以上が本法案の要であります。何とぞ御審議の上速やかに御可決あらんことをお願いして説明を終ります。

○委員長(山下義信君) ちよつと御相談申し上げますが、この法案は昨日衆議院を通過いたしましたので、今日本委員会が開会せられる以前にこの法案が我々の手許に廻つて参りましたのであります。皆さんも御熟慮の時間が十分ありにならないかたのであります。如何いたしましてようか、この際本法案の内容につきまして、逐条とまでは行かなくても、大体法案につきまして、只今提案理由で述べられましたことをもとつと詳細に承ることにいたしましてようか、如何いたしましてようか。

○委員長(山下義信君) それでは提案者でもよろしうございますし、便宜他の人でもよろしうございます。法案の内容につきまして總則についてはこうしてある、第二章にはこうしてあるというような大体の説明を具体的に法案と照し合わせて簡単に一つ御説明をお願いしたいと思います。

○衆議院議員(原田善松君) ただ法案の内容は御覧頂きますと分ると思いますが、疑義を挿まれるのではなからうかという点を気付いたまま御説明申し上げて見たいと思つております。

この第十六条が非常に問題になつたのであります。都道府県知事は狂犬病が発生した場合に緊急の措置、それが交通遮断の問題と制限の問題でございしますが、人の伝染病でさえ交通遮断をする種類のものは極めて少ないのだ、犬については人々でも遮断することは當を得ていないのではないかと存じます。これは御承知の通り、人間であればいろいろな予防法であるとか、いろいろのものが厳守ができますから差支えないのであります。犬であるが故に一層こつこつと遮断の要があるのだという、こつこつと説明をいたしておるのであります。勿論御承知の通り、これは地方長官の権限によりまして禁止をやるには殆んど私共は今まで携つて経験をしておりませんが、大部分は制限であります。若し爆発的にその附近に狂犬が五頭も八頭も出た、咬傷人員が少くとも三十人も四十人も出た、特に咬傷というものは可憐な子供に多いので、實際非常に痛ましい有様になつておるのであります。そういう意味から非常時を察してのことであるという説明をいたしております。而も御承知の通り犬というのは、どんなに人の

隔離をやりましたも、若し発情期の場合でありますといつと、一頭の牝犬がおりまると、野犬が何十も襲来いたし、こつこつと場合には防止できない、そういう場合にはこつこつと措置をやらなければ絶対に防圧の手段はない、こつこつと考えるのであります。そういう意味から御答へ申上げまして御了承に与つたのであります。これは地方長官の権限によつて三日としてありますけれども、適當に伸縮ができる、そしてその実際に即した方法によつて禁止でなくとも制限をしてやることでございするのじやないか、こつこつと意味であるのであります。

それから第十九条の厚生大臣のその権限の問題であります。これもこれは現在ではまだ民主化したおらないけれども、仕方があるまいというやうなことで存んで頂いたのであります。それから課税の禁止の問題であります。二十二条で「国又は地方公共団体は、犬の所有者又は管理に關して税を課してはならない。」これが地方税関係と関連いたしました。この項目だけとはならないと存じますが、こつこつと、これだけはOKのときに修正、抹消でOKを取つております。これだけがお手許にあるのと違ふのではなからうかと存じます。

それから第三条の予防員の質問がございしましたが、これを予防員が職員、即ち獣医師、防疫員、そういう者が急な場合に間に合うかどうか。それだけの直ちに陣容の裏付けができるかという質問がございました。これは御承知の通り予防員は厚生省関係でございまして、食肉衛生食品管理員といふような人達が一票ごとに約三十名お

られるようであります。そういう方が予防員になられて、そうして権限を持たれる。それから開業獣医師が果して直ちに役に立つかというお説でございしますが、現在では開業獣医師の方では無医村は殆んどございせん。大きな村になりますと一ヶ村に三人か五人おられますので、いつ何時でも非常時の場合にはそれに応ずることができ、こつこつとことによつて御説明申し上げまして、了承願つたのであります。

その他大した質問はございせん。で、原案のまま委員会では御承認を頂いた次第でございします。その他にお氣付の点がございましたならば、私の知つた範囲内ではお答へさせていただきますし、よく分らない点は厚生省からお見えになつておりますから、お答へをして頂くようにお願いを申し上げます。存じますのであります。

○有馬英二君 全国の犬の予防注射の現状を一つ御説明願ひたい。

○衆議院議員(原田善松君) 現在予防注射を実施しておられますのは、これは三ヶ年の計でございしますが、昭和二十三年度は二十四万七千九百三十二頭の予防注射をやつておられるようであります。それから二十四年度の十月現在で七十四万八千六百二頭、それから本年二十五年度は、六月までの總数であります。これは本年はまだ半年しかありませんが、これだけの実績を挙げております。以上。

○深川タマエ君 提案者の御説明を伺いますと、大体これは狂犬病に対する予防的な措置のように存じますが、一度咬まれたら永久に治らないやうな恐ろしい病氣をいたしますと、根本

れは少し言い過ぎかも知れませんが、非常時を指したものであつて、普通はまあ影響があるという程度に解釈してもいいのではないかと存じます。

○藤森眞治君 仮に狂犬病が一頭発生しても、これは考えれば重大である。ただ数の上から言つて一頭だからと言つて、軽く考えることにもなりません。これは重大というより、特にこのような形容詞を入れないで、公衆衛生に影響があるということよく分るのじやないか。この重大ということがあるために少し解釈に困るようなことはありませんか。

○衆議院議員(原田雲松君) 私の説明が非常にまずかつたんで、補足いたさせます。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 只今の点は、実は第二条の但書というのは、本法が犬の狂犬病のみに限定しているのに対して、厚生大臣に或る特殊の場合に犬以外の狂犬病についてこの法律で認めるような相当強力な措置を講ずることを委任している個所なのでございませう。それ故実はできますことならば、この点も法律に明文を以てこのような国民の権利義務に影響することなどございませうから、書くべきが至当であります。現在の段階においてはこのような家畜伝染病予防法の第一条第一項に掲げる家畜以外の動物について狂犬病が発生した場合、どの程度の限定を書くかというのが法律上相当技術を要しますものですから、これを厚生大臣の権限に委ねたのであります。必ずしも厚生大臣の権限に委ねたことについて、法律で規定すべきことをそのような行政官庁に委ねたということについては、或る程度の制限をする必要がある、そのような点から、この重大な影響があるということの一応の制限をし、且つ又そのような場合にもその期間を一年といたしまして、そのような重要な措置を講ずる必要があれば、それら立法措置を講ずる必要がありませう。この一年間の適当な期間に立法措置を講ずるということをや件としてこの但書を置いた、かような次第であります。

○藤森眞治君 次に第三条の予防員ですが、大体予防員はいつもどこかに常置、今井上議員からも御質問がありました。それが、常置してありますのでしようか。それとも今定員があつて、何人程置いてあるというふうな決まつておりますのでしようか。それから尙先程、若し急な場合には食品衛生の方面の職員も入れるという話でしたが、そういうふうな急にその方へ振り替えて行つて、果して予防員としての仕事ができるのでございませうか。その辺の見通しは如何でございませうか。

○衆議院議員(原田雲松君) 私が実際に當つた面をお答え申上げたいと思ひますが、保健所を主体といたしてありますが、保健所は現在までは余り行き渡つておりません。それだから大体これは厚生部門に属しますので、例えて申しますと、各警察ごとに衛生技手がおります。そのみでも本場に突発の場合にはどうにもなりませんので、警察獣医或いは地方事務所におります。獣医のもの、或いは地方の地域的の開業獣医師と協力をいたしまして、急に仕事をやるわけでありませう。勿論その監督その他の指揮はそういう防疫員の方で行いますけれども、全体の下働きは開業獣医師が當る、そうでなければ、

仕事を面に非常な支障がございませう。で、そういうことを實際面にやつて完結を期しておる次第であります。

○藤森眞治君 只今のお話で、開業獣医師も予防員になさるというお考えなんでしょうか。

○衆議院議員(原田雲松君) 予防員はございませうが、協力者としてやるという意味でございませう。

○委員長(山下義信君) 予防員の常置の問題或いは定員等はどうかについてお聞きですが、まだお答えがないようです。

○衆議院議員(原田雲松君) 定員はまだはつきりいたしておりませんが、先程申上げました通り、保健所と、それから食肉関係の職員の方は直接厚生省に關係があるので、これはそれら、この法案が御承認を頂きましたならば、地方長官が適當な処置によりまして完壁を期する、こう存じております。

○藤森眞治君 第四条についてですが、登録の申請でございませうが、都道府県知事に登録の申請をするというところになります。實際問題としてはどういう登録の仕方をするのでございませうか。犬の所有者が登録したいというところの實際の手続きでございませう。それと、若し犬の所有者が変つたときはどういうふうないたすのか、犬の移動の場合、その二つについて伺ひます。

○衆議院議員(原田雲松君) 今おつしやいました地方長官への届出というところは、これは町村を経由しなければならぬと思ひます。それによつてこれは別に省令を以て定める、ついでにそういうことを誰がどう考へてありませう。それから変更の場合は勿論変更

届ということが省令なり或いは果条例で決められるものと存じております。

○藤森眞治君 町村経由といたしますと、犬を一匹飼つても申請して登録されるのに相當な日にちがかかるのではないかと思ひますが、殊に予防員が保健所に大体常駐しておるといふ建前があるとなれば、むしろ保健所を通じて保健所で直ぐに登録をするというようなお考え方はありませんか。

○衆議院議員(原田雲松君) 只今の御意見御尤もと思ひますが、現在までは保健所の数は少いのでございまして、一応この目的達成のためには少し無理がありませう。一応のところは省令或いは条例等が設けられます間は、その方法をとる以外には先ずないのでないか。御意見の趣旨はよく分つております。将来そういうふうな考へたいと思ひます。

○藤森眞治君 そうしますと、これは成るべく便宜なように町村経由ということと、一般保健所経由という二本建は如何でございませうか。

○衆議院議員(原田雲松君) この保健所が強化されました、数が殖えますとおつしやるような通りにやつても結構ではないかと存じております。

○藤森眞治君 それでは、この注射済の鑑札とか或いは登録の証を犬の首につけて置かなければならないということになつておりますが、何れ相手は動物のことですからよく紛失いたします。現に犬を飼つておられた人はこれの経験は随分おありになります。そういう鑑札を失つた場合はどういふうなことになるのでございませうか。これはこの野犬と間違えられれる關係がありますので、しかと承つて置き

たいのです。

○衆議院議員(原田雲松君) 紛失をいたしますと、その番号と氏名を記して届出をいたします。同時に鑑札の再交付願ひをいたします。こういうことによる以外はないと思ひます。

○藤森眞治君 それからこの犬の死んだ場合には、登録はしますが、死んだ場合の規定が何もないのですが、これはもううちやらかして置いてよろしいのですか。これはやはり死んだというのを報告するなり何かしなければならぬのでございませうか。

○衆議院議員(原田雲松君) これは別に規定があるのであります。常職的に考へまして、死んだ場合は埋没、焼却ということに大体常識ではなつております。狂犬病に罹つた疑いのあるものは、これはその保健所において科学的に解剖をいたしまして、さつき申し上げましたように、ノイマルを調査するといふことになつております。そういうもの以外のものは、常に埋没並びに焼却といふことは常識的なことであるやうであります。町村でも、そういう埋没所というものが設けてありますから、そういうことをいたしてあります。尚、狂犬病が附近で、或いは果内に流行したという場合は焼却でもいたしまして、別にその点は間違ひを生ずることはないと思ひます。

○藤森眞治君 それから第六條の捕獲人のことですが、現在はどういう捕獲人を使つておいでになります。捕獲人か。よく捕獲人の中には必ずしも善良な者がいないといふことで、大切な犬が盗まれる、或いは殺されるということがあるのでございませうが、これが又捕獲に行きますものにも、これは別に

たいのです。

○衆議院議員(原田雲松君) 紛失をいたしますと、その番号と氏名を記して届出をいたします。同時に鑑札の再交付願ひをいたします。こういうことによる以外はないと思ひます。

○藤森眞治君 それからこの犬の死んだ場合には、登録はしますが、死んだ場合の規定が何もないのですが、これはもううちやらかして置いてよろしいのですか。これはやはり死んだというのを報告するなり何かしなければならぬのでございませうか。

○衆議院議員(原田雲松君) これは別に規定があるのであります。常職的に考へまして、死んだ場合は埋没、焼却ということに大体常識ではなつております。狂犬病に罹つた疑いのあるものは、これはその保健所において科学的に解剖をいたしまして、さつき申し上げましたように、ノイマルを調査するといふことになつております。そういうもの以外のものは、常に埋没並びに焼却といふことは常識的なことであるやうであります。町村でも、そういう埋没所というものが設けてありますから、そういうことをいたしてあります。尚、狂犬病が附近で、或いは果内に流行したという場合は焼却でもいたしまして、別にその点は間違ひを生ずることはないと思ひます。

捕獲人であるというような第三条第二項の規定があるのであります。が、これの標識も何も持つておらないということでは果して捕獲人かどうか分らないのですが、そういう点については如何なお考えでございましょうか。

○衆議院議員(原田 雲松君) その点は私共もみずから体験をいたしております。捕獲人の資格につきましては、これは果の方で敵軍をいたし、のみならず今お話になりました通り、必ず早く見易いところに腕章でも付けるとか何とかということを省令なり、或いは果と条例で設けて、所期の目的を達成したいと思います。

○藤森義治選　それから第七項のところで、処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。」上のようなのですが、「通常生ずべき損害」といふのは、どういうふうな意味で言ひますのか、

○衆議院議員(原田雪松君) こればかりいうふうには書いてありますけれども、事実こういうことは恐らくありませんと存する次第であります。ただしろい御相談申し上げました結果、雪松法上こういう字句を入れて置かなければいけないと、こういうことで入れに過ぎませんので、実際上はこういうことはあり得ないということが考えられる次第でございます。

○委員長(山下善信君) あり得ないならば、この条項は削つてもよいの
すか。

○衆議院議員(原田雲松君) これは
法上入れなければならぬのだとい
話でございます。

○藤森眞治君 この「通常生ずべき害」と、こういう表現をしなければ

○衆議院法制局参事(福原忠男宛)の点は新憲法による私有財産権の補償の際の……新憲法の「私有財産は、正

用いることができる。」というこの精神を酌みまして、この本法におきます未登録犬吠いは未注射犬の抑留、従て抑留後の措置から犬の処分をする、とができるということを六項に認めておるのでありますが、これは一種の公権に対する公共の必要上生じた損害だと考えるのであります。これに對

まする關係から正兰の補償をすれば、
うので、第七項を置いたのでござい
す。又今お尋ねの「通常生ずべき損害
という表現がどうかということでは
が、これは先の第六国会でございま
たが、文化財保護法などときも同
と日、この二つ、それを著

の素装を用いました。その趣旨とするところは、
しました。その趣旨とするところは、
正当な補償と云うことを条文上表現
たいということでございます。

○藤森眞治君 次は第九条の隔離に
いてですが、獣医師又は所有者は、
の所在の場所で犬を隔離しなければなら
ないということになつておりま
が、これはこういう場合が考えら
る。獣医師の所に犬を連れて来て、

れが狂大であるといふことは、余見
た場合には、獣医師の所で隔離する
ですか、或いは所有者の所でされる
か、或いは適当な所に持つて行くか
これは実際の面に當つて非常に面倒
問題が起りますが、そこらは如何で
ようか。

○衆議院議員(原田雪松君) 私共の

え方としたしましては、警備隊に力をつけていただくこと、その所です。もう危険なものは繋留する、そういう方々正補だと思っております。宜しくやっております。

○藤森眞治君　そうしますと、たまに犬を飼って、犬を殺した

いうような場合に、そうするとそこでで
離しななければならぬというような窮
なことが起つて来ますね。これは何
或る一定の場所に対する……その場
ということが余りに窮屈になりはし
いかと考えられるのですが、いろ／
な場合が出て来た場合に非常に窮屈
と思いますが、如何ですか。

○衆議院議員（原田雪松君） 獣医師

往診をいたした先で若しそういう病を發見した、こういう場合は勿論論者の家に醫留もできると思ひます。又保健所において将来はそういうものを收容するプール等もできるのじやいかと思つておりますが、大体に懸

的にブールができるようになってお
ます。抑留所は、罹病犬のみに対し
の取扱を規定したはつきりした明文
ないようですが、常識的に考えて必
そういう処置がとられ得る、こうい
ことで御了承を願いたいと思います
○護森廣治君 第十一条で伺いたい
ですが、第十一条の終りの「予防員
許可を受けなければこれを殺しては
ならない。これと九条との関係は如何

なりますか。「人命に危険があつて駭
やむをえないときは、殺すことをさ
たげない。」ということは許可も何ん
しに殺せるということですが、
こちらには殺してはならないといふ
うになつておりますが、その關係は
ういうふうに解釈したらよろしいの

○衆議院議員(原田雲松君) 十一條
問題はこれは隔離をしておる場合の野
題であります。前の方は隔離をしな
場合の問題であります。

深川タマエ君 この法案に連関いた
まして、当然野犬狩が行われると思

のでありますが、具体的にどういう法でなさるのか。私達がよく見聞きいたしますのは、毒饅頭なんか喰べさせてその場で殺して連れて行ったりするようなことがあるようですが、動物護の精神から、子供の教育に及ぼす影響も考えなければならぬので、どうふうにして捕獲なさるかということが一つと、それから連れて行く

犬の処置でございますが、野犬は相
多いと思うのであります、連れて
つた犬の処置はどうするのか、殺し
肉にしてお売りなさるのか、或いは
人の予防にでもするということで着
者にお譲りなさるのか。それから

一つ、これは北海道に私が昨年参りしたときの経験であります。これは図体相応に、大きな犬には牛乳箱や箱を引かしております。それは相當労働で、休んでおるときには疲れてかんとしております。これに反して内地では全く有閑マダムのような印象を受けたのであります。内地では犬をかう希望者がいいのか、それとも何かう法律で許していないのか、若し許し

○衆議院議員(原田雲松君) 動物
といふことでありますが、犬も或
す。

できるのじやないかと私は思います
御承知のように北海道等は犬が冬に
けるところの糧の唯一無二の労働者
であるのでありまして、これによつて
ろいろな仕事を授ける、又田舎に参
ましても、都会の一部でも相当多い

思いますが、いろ／＼な運搬をいた
 ます場合に犬が人間の先引きをする
 或いは厚生車の先引を犬にやらせ
 るという事はあるようであり
 いうことは幾らでもあるようであり
 ます。併しこれはやはり畜犬として
 だけの飼養管理を施して愛撫の傍
 らに携わらせるといふことであり
 ますから、動物虐待にならないの
 か、さように考えます。それから捕

をどうするのか、殺した犬まで肉に
て売るのが、じやないかというお尋ね
りますが、さようなことは絶対にあ
りません。大抵肉を売って
得ないのであります。大体肉を売
す場合は、食肉関係の規則があるの
であります。それによつて検査を受

検査印を貰わなければ若君に販売することができないのです。参考に申し上げますが、本年度の一月以降現在までで捕えておりますのは六万九千九百七十九頭でございます。そのうち処分しておりますのが四万二千三百十二頭外にしております。又持主が分らないものにつきましてはプールを作りまして、養管理をやつて、通知いたしまして引取手がないという場合には野犬

て処分しなければならぬといふ
であります。その場合の肉はどう
かということ、それらの肉は食料
は供しないのであります。併し皮
は犬皮大褌と申しまして、そうい
で幾らか金になるのじやないか、
という収入はどうするかということ

つて来ると思いますが、これは果の方で何と何処理をする。個人には絶対にタツチさせない、個人にはタツチさせてはならないということになっております。それは明瞭に運営が行われる、さうように存じております。

○委員長(山下義信君) お諸り申上げますが、本案は明日続行いたしたいと

思います。か、如何でございませう。本日はこの程度で止めて置きます。本案の審議は明日続行いたします。尙この際御相談申上げることがございます。社会保障制度に関する調査につきまして、右はいずれも調査進行中でございますが、今期国会開会中には調査が完了いたしませんので、未了報告書を提出いたしたいと思いが、如何でございませうか。御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。次に本調査の閉会中の継続調査要求書を提出したいと存じます。御異議ございませんでしやうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。つきましては、未了報告書、要求書等の作成その他につきましては、すべて委員長に御一任願いたいと思ひますが、如何でございましょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。つきましては、本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に報告する報告書には、多数意見者の署名を附することになつておりますので、御異議のない方は順次御署名を願

います。
多数

多數意見者署名

小杉 繁安 井上なつゑ

有馬 英二 長島 銀蔵

中山 壽彦
大谷 望潤

池田七郎兵衛
河崎ナツ

堂森 芳夫 海川 久二
松原 一彦

松原 一登
（山下義信君）
御器名曳丸

○委員長(山下義信君) 御署名洩れはございませんか。――御署名洩れはな
いものと認めます。

○委員長(山下義信君) 尙この際先程委員長、理事の打合会で御承認を得まして、委員外議員としまして山田節郎議員から皇居前の広場に関連いたしましたので、当委員会への陳情なり又御発言がございますので、この際許可いたしたいと思いますが、御異議ございませんでしようか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) それでは皇居前広場に関連いたしましたして、山田議員の発言を許します。

○委員外議員(山田節男君) 只今この席を拝借しまして御質問申上げたいことにつきまして、丁度厚生大臣が席を立たれましたので、途中捉えて大臣に對しては一応私の今質問する要項を申上げて置いたわけであります。午後参

議院の厚生委員会では、大臣並びにこの質問に關係する厚生省の關係公務員を招致して質問するという事になつております。実は今委員長が申されませんでしたように、私が今質問申上げたいと存じますことは、この皇居前、二重橋前の広場の保存問題であります。この問題につきましては、すでに衆参両議員が主体になりまして、皇居前保存協会というのがございます。そしてすで

にこれの全国的な運動をいたしておるわけでありませう。尙もう一つ皇居外苑整備奉仕会というのがございます。こ

れは前國務大臣の一松君が会長をや
ておられるわけであります。ところが
今回この七月の初めに皇居外苑整備保
存協会というものができまして、すで
に発会式も遂げたということでありま
す。その経緯をいろいろ本院で調査し
たところによりますというと、これに
は本院の議員である高橋龍太郎君が会

長となりまして、その他経営者、観光人等も入っているのですが、特に厚生省の公園部長とか、公園課の管理課長、公園部の計画課長、部長初め公務員が三名もこれに入つて、而も理事、幹事という役をやっているのです。かようなことはもとより目的はいいのでありますけれども、全国的

に言へば猫の額のようなあの地域に對しまして、厚生省の公務員がこれの執行部に入り、更に一つの団体を設けるというようなことは、これは私は非常に解し難いのであります。若しここに説明員としてこれに關係している公團課の森、或いは石神阿君おられますならば、この団体を設けるに至つた経過はどうか、これを一つ報告願いたいと思ひます。

○説明員(竊道一巻) 只今お尋ねが
ございました通り、皇居前の広場につき
ましては皇居前保存協会、それから皇
居外苑整備奉仕会、それから今度厚生
省が幹旋しと申しますか、話は別の
方面から参つたのでございますが、一
応私共が幹事なり何なりに入つてい
る皇居外苑整備保存協会、この三つの団
体があるということは今お話の通りで
ございます。先ず外苑整備奉仕会は

すつと厚生省におの広場が移管になり
ましたときに、まあベンチ、或いは屑
籠というようなものを整備して、非常

に消えからそのいふものを覚えたといふ話がございます、その会は前の厚生大臣だった一松さんの總裁の会でございますが、その後その会が当初予定しておりましたような仕事ができません関係もありますし、国の予算も少い関係上、段々あの広場が荒れて来る、殊に五月のメーデーその他の関係

で大分木或いは芝生というをいろいろものが荒れましたのと、もう一つはあすこの広場に野球、いわゆる球戯をやつていゝのがあつたわけでございますが、この方の關係等で大分荒れておるといふことから、あの附近の人達の間から何かその清掃について協力する団体を作つたらどうかという話が出まして、

そこであの附近の会社とか或いは銀行とか、そういうたような方面の御意見を尊重いたしましたして、そこで一応掃掃に協力するというふうな団体を作る。これはただ満足したということだけで、實際予算に伴う財源等はまだまだ集めておりませんのです。そういうようなことで星居外苑の整備保存協会というもののできたという形になつておるわけでありなす。

と今の森謀長は、現在すでに一松君のやつておられるもの、並びに国会議員の多数のものがやつておるこの皇居前保存協会というものについては十分認識をしておられる筈であります。それに更に屋上屋を重ねるようなそういうようなものを作らざるを得なかつたといふのはどこに理由があつたのですか。

はふ共傳々々存ております。その内
C 説明員(兼直一君) 整備保存協会の
会と申しますか、只今お話のございま
した皇居前保存協会があるということ

容についてこの前の参議院の方の請願の關係で出ておりましたのですが、皇居前一带の管理を民間に移管して貰いたいというふうな、実は請願も出まして、それが保留になつておりました關係上、その会があることは承知いたしております。併しその協会の内容と申

しますか。そういうようなものではないから仕事の内容等につきましては私共はつきりはいたしませんのでございます。それから実はこの間の三つことと団体があるのはおかしいということで、おの／＼代表者でございます一松前厚生大臣、それから皇居前の保存協会の総裁であります大隈先生、それ

から高橋龍太朗先生、それから、その
大臣と四人がお集まりになりまして、
一本のものをしたらどうかということ
でやり方を今研究中でございます。
○委員外議員（山田節男君） これは今
森謀長の話では薄々知つているという
ようなお話でありますが、私はやはり
この会員としてずつと会合に出てい
るわけですが、今までの経過を見る
と、例えば請願を出したいというよ

にこれを嫌う、それも國王が主權に於いては、
それで構う、それから又我々の今ま
で得ている情報では、どうも厚生省は
折角衆參兩院の者が主体になつてやつ
ているものに対して好意を持たない。
中にはそれは森諫長とは言わなければ
ども、国会は何かできるか、政治家は
始終變るし、政治家はこんなことをす
るものではないという者がさう出て来
る、従来の経過を見ると、どうも皇居

前広場の保存協会というものに對して好意を持たない。今課長は薄々知つておると言つてゐるけれども、そのあとの言葉を聞くとよく知つてゐる。さうな私は答弁を得るといふことは、厚生省自体がどうもおかしい団体を設けたといふことに對して疑わざるを得ない。殊に理事になつておる公園部長の飯島君は、今度の本當の公務員の試験を受けなかつた、今外遊中であると言つておられますが、これが理事になつておる。森課長並びに石神課長、これが幹事である。これは明らかに官製であります。今日の憲法の建前から見ても、こゝういつたような外郭団体みたいなものを設けることは、これは實に時代錯誤である。一昨日か朝の放送でこの皇居前保存協会がやつておることに對して、國民を惑わすことき放送をやつておる。これは一つの國民の聲として明らかにこの皇居前の保存協会に對する中傷的なことをやつておる。これは原文全部筆記してあります。こゝういふような経過を見て、一体更にこゝういつたような団体を作り、今森課長はこれに對して一松君、大隈君、黒川大臣、高橋君その他を集めてそゝういふ一本建てにするといふようなお話をしたといふ話でありますが、今私が黒川君に聞いて見ました。黒川君もこの皇居前の保存協会のこれは理事である、非常に熱心なる會員である。厚生大臣の話を聞くと、非常にその点曖昧である。仲よくやろやといふやうなつもりだつたといふやうなことを言つておる。今の森君の答弁と非常に食い違ひがある。こゝういふやうなものを屋上屋を重ねて、而もこれは悪く解すれば從來とかくあり勝であつた厚生省關係

のことを国会の厚生委員会において返答されておる。以ての外です。私はもうこれ以上の質問を繰返す必要を認めませんが、又衆議院におきまして、或いは又他日その後における厚生省のこの公務員の行動につきまして、更に質問をさして頂くということを委員長にお願ひ申上げて、一応私の質問はこれを以て打ち切ります。

○委員長(山下義信君) 只今の山田議員の発言に関連しまして、皆様の方で何か御質疑がございましたらお願いいたします。外の委員の方で御発言の方があれば……。ございませんか。

○説明員(石神甲子郎君) 只今の皇居外苑の三つの会の歴史につきまして、よくと申上げて見たいと思ひます。最初整備奉仕会がございましたのは、当時警視庁の協力を得まして、地方に火災防止とか盗難防止とかいろいろな看板と申しますか、ああいうようなものを立てておりました方々が、皇居前にやはりベンチとか紙屑籠とかいうようなものを寄附いたしました。それに若干の奉仕者の名前を付けて置いて貰いたいと言つて参りました。当時それらの施設がございましたので、そういう施設を寄附されることは誠に結構ではあります。名前を入れるのは広告に亘りますので、工合が悪いというようなことを申上げたところが、いろいろその関係の方々が協議されて、整備奉仕会という一つの団体を作りまして、前の一松先生を会長にされて、会を作りまして、名前は入れなくてもいいから、それらの施設を寄附して貰いたいと言つて参りました。それで私共の方も或る程度の極く僅かな施設でございましたが、極めて僅かな施設

を認めることにいたしました。但しこれはあなたの方の会の独占ではありません。更に又そういう会ができるかも知れません。一応この程度の寄附は認めましょう。尚その整備奉仕会におきましては、将来は便所とか、その外大きなものも寄附したいという希望がございましたが、一応極く小規模のベンチとか屑籠というようなものを認めたわけなんです。

次にこの保存協会のことでございすが、岩隈氏が参りましていろいろお話しがございました。その際に皇居外苑に施設をしたいというようなお話がございましたが、皇居外苑の施設につきましては、皇居外苑を国民の公園といたしまして、又その関係決定の趣旨によりまして、皇居外苑審議会というものがございまして、その決議によりまして、皇居外苑にこの程度のものはしてよろしいというような方針を答申して参りました。その趣旨に従ひまして、これを維持管理することになつておりました。従ひまして、その範囲内のものであれば受入れる余地がございすが、例えば記念碑を建てるとか、建築物を建てるとかいうようなことは受入れ困難であります。従ひまして、そういうことは困難である。会を作られるにしまして、こちらよく打合せして施行して頂きたいという、我々の希望いたしますことは、厚生省といたしましては、維持、保存、清掃というものをやつておるのでございすが、これに御協力して頂ければ結構でございすというのを申上げて置きました。それが、二度おいでになりましたが、私の方の整備奉仕と十分打合せの上会

をお作りになりました。保存協会の方は私共の方の了解を得まして会をお作りになりました。発足になつておるわけですが、それは御発足になりました。御承知いたしましたのは、学校に寄附の何と言いますか、寄附に關係いたします印刷物を配りになりました。たまたま、私の子供がそれを貰つて参りましたので、初めてその協会がそういうふうな発足したということをはつきり承知いたしました。そこで岩隈氏を呼びまして、これらの中に約二億円の計画がございまして、宿舎を建てるとか、その外の施設については、当方としては関係決定の線並びに寄附行為審議会の線から受入れられないから、こういうことは前に申上げた通りです。それからこの御注意申上げてあつたわけでありまして、そのようになつたわけであつて、先般のラジオ放送にもなつたわけであつて、私の方といたしましては、この印刷物に書いてございす線は全く承知いたしております。先程も申上げましたように、外の国民が利用いたしますメーデーとか、その外集会に使ひまして、できるだけの清掃、現状を維持して行く、現状維持は不足なものでございすから、これに対して協力する団体を希望いたしましたというふうに考へておりましたが、たまたま、整備奉仕協会ができましたので、これは私達の希望いたしました、団体でありますので、大変結構であると申上げて協会もできたのでございす。できます以上三つもあるのはおかしいから、これはよく話し合ひして、一本にして全国的な団体にして頂いたら結構であるという趣旨でお話

申上げたわけでありまして、大体できました会の歴史はするように私承知いたしております。

○委員外議員(山田節男君) 今のお話ですが、それじゃ何故この公園緑地課長が理事になつたり、或いはあなた並びに森課長が幹事になつたりそうせざるを得ないのですか。その理由を一つお聞きたいと思ひます。

○説明員(石神甲子郎君) 私計画課長、それから東京都の公園緑地課長、それから千代田区役所の助役というふうなことで実は会の内容といひますか、規約の作成とかいろいろなことをやれと言われたものがそれに當つたわけであつて、そのまゝまゝ会の発足と同時に幹事になるということになつたわけ、特別な理由と申しましうか、ないのでございす。

○委員外議員(山下義信君) この問題はこの程度で打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後零時十五分散会

出席者は左の通り。

- | | | | | | | |
|----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 委員 | 池田七郎兵衛君 | 大谷 登瀛君 | 長島 銀藏君 | 中山 壽彦君 | 河崎 ナツ君 | 堂森 芳夫君 |
| 委員 | 小杉 繁安君 | 井上なつゑ君 | 有馬 英二君 | | | |
| 理事 | 山下 義信君 | | | | | |

- | | | |
|-----------------|--------|--------|
| 委員外議員 | 深川タマエ君 | 松原一彦君 |
| 衆議院議員 | 山田 節男君 | |
| 国務大臣 | 大石 武一君 | 原田 雪松君 |
| 厚生大臣 | 黒川 武雄君 | |
| 政府委員 | 東 龍太郎君 | |
| 厚生省医務局長 | | |
| 衆議院法制局側参事(第二部長) | 福原 忠男君 | |
| 説明員 | | |
| 厚生省大臣官房総務課長 | 森本 潔君 | |
| 厚生省国立公園部管理課長 | 森 直一君 | |
| 厚生省国立公園部計画課長 | 石神甲子郎君 | |
| 厚生省公衆衛生局環境衛生部長 | 石橋 卯吉君 | |
- 七月二十九日本委員会に左の事件を付託された。
- 一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、検疫所の設置に關し承認を求めるの件(予備審査のための付託は七月二十五日)
- 七月二十九日本委員会に左の事件を付託された。
- 一、狂犬病予防法案(衆)
- 一、歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律案(衆)
- 一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律の一部を改正する法律案(衆)

狂犬病予防法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 通常措置(第四条—第七條)
- 第三章 狂犬病発生時の措置(第八條—第十九條)
- 第四章 捕則(第二十条—第二十五條)
- 第五章 罰則(第二十六條、第二十七條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この法律は、動物の狂犬病のうち、犬の狂犬病に限りこれを適用する。但し、厚生大臣は、家畜伝染病予防法(大正十一年法律第二十九号)第一条第一項に掲げる家畜以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認めるときは、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部を適用することができる。この場合において、その期間は、一年をこえることができない。

(狂犬病予防員)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、狂犬病予防員(以下「予防員」という。)を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。

第二章 通常措置

(登録)

第四条 犬の所有者は、厚生省令の定めるところにより毎年一回その犬の所在地を管轄する都道府県知事に犬の登録を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかねばならない。

4 都道府県知事は、犬の登録について、一頭につき一年三百円以内の手数料を徴収することができる。

(予防注射)

第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者が以下同じ。)は、その犬について、厚生省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を六箇月ごとに受けさせなければならない。

2 保健所長は、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかねばならない。

(抑留)

第六条 予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は前条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めるときは、これを抑留しなければならない。

2 予防員は、前項の抑留を行つた

め、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3 前項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第三条第二項の規定を準用する。

4 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れていないものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を抑留した場所を管轄する市町村長(東京都の区に存する区域にあつては、保健所長とする。以下同じ。)にその旨を通知しなければならない。

5 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を二日間公示しなければならない。

6 第四項の通知を受けた後又は前項の公示期間満了の後三日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、これを処分することができる。

7 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

(輸出入検査)

第七条 何人も、検査を受けた犬でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

2 前項の検査に関する事務は、農林大臣の所管とし、その検査に関する事項は、農林省令でこれを定める。

第三章 狂犬病発生時の措置

(届出義務)

第八条 狂犬病にかつた犬若しくは狂犬病にかつた疑のある犬又はこれらの犬にかまつた犬については、これを診断し、又はその死

体を検案した獣医師は、厚生省令の定めるところにより、直ちに、その犬の所在地を管轄する市町村長にその旨を届け出なければならない。但し、獣医師の診断又は検査を受けた場合においては、その犬の所有者がこれをしなければならぬ。

2 市町村長は、前項の届出があつたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。

(隔離義務)

第九条 前条第一項の犬を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その所在の場所でのその犬を隔離しなければならない。但し、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことをさまたげない。

2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

(公示及びけい留命令等)

第十条 都道府県知事は、狂犬病(狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第五章まで同じ。)が発生したと認めるときは、直ちに、その旨を公示し、その発生地を中心とした半径五キロメートル以内における区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならない。

(殺害禁止)

第十一条 第九条第一項の規定により隔離された犬は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

(死体の引渡)

第十二条 第八条第一項に規定する犬が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。但し、予防員が許可した場合又はその引取を必要としない場合は、この限りでない。

(検査及び予防注射)

第十三条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて予防員をして犬の一せいの検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

(病性鑑定のための措置)

第十四条 予防員は、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかつた犬を殺すことができる。

2 前項の場合においては、第六条第七項の規定を準用する。

(移動の制限)

第十五条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の当該都道府県の区域内における移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

(交通のしや断又は制限)

第十六条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、厚生省令の定めるところにより、期間を定めて、狂犬病にかつた犬の所在の場所及びその附近の交通をし

や、断し、又は制限することができ
る。但し、その期間は、七十二時
間をこえることができない。

(集合施設の禁止)

第十七条 都道府県知事は、狂大病
のまん延の防止及び撲滅のため必
要と認めるときは、犬の展覧会そ
の他の集合施設の禁止を命ずるこ
とができる。

(けい、留されていない犬の抑留)

第十八条 都道府県知事は、狂大病
のまん延の防止及び撲滅のため必
要と認めるときは、予防員をして
第十条の規定によるけい、留の命令
が発せられているにかかわらずけ
い、留されていない犬を抑留させる
ことができる。

2 前項の場合には、第六條第二項
から第七項までの規定を準用す
る。

(厚生大臣の実施命令)

第十九条 厚生大臣は、狂大病のま
ん延の防止及び撲滅のため緊急の
必要があると認めるときは、地域
及び期間を限り、都道府県知事に
第十三条及び第十五条から前条ま
での規定による措置の実施を命ず
ることができる。

第四章 補則

(公務員等の協力)

第二十条 公衆衛生又は治安維持の
職務にたずさる公務員及び獣医
師は、狂大病予防のため、予防員
から協力を求められたときは、こ
れを拒んではならない。

(抑留所の設置)

第二十一条 都道府県知事は、第六
条及び第十八条の規定により抑留
した犬を収容するため、当該都道
府県内に、厚生省令で定める基準

により、犬の抑留所を設け、予防
員にこれを管理させなければなら
ない。

(手数料の費途)

第二十二条 国又は地方公共団体
は、犬の所有又は管理に関して税
を課してはならない。

2 第四條第四項の規定により徴収
された手数料は、すべてこの法律
の目的達成のために用いられなけ
ればならない。

(費用負担区分)

第二十三条 この法律の規定の実施
に要する費用は、左に掲げるもの
を除き、都道府県に負担とする。

第一 国の負担する費用

第七條の規定による輸出入検
疫に要する費用（輸出入検査中
の犬の飼養管理費を除く。）

第二 犬の所有者の負担する費用

一 第四條の規定による登録の
手続に要する費用

二 第五条及び第十三條の規定
による犬の予防注射の費用

三 第六条及び第十八條の規定
による犬の抑留中の飼養管理
費及びその返還に要する費用

四 第七條の規定による輸出入
検査中の犬の飼養管理費

五 第八条の規定による届出に
要する費用

六 第九条の規定による隔離及
び指示により行つた処置に要
した費用

(処分等の行為の承継人に対する
効力)

第二十四条 この法律又はこの法律
に基づく命令の規定による処分及び
手続その他の行為は、当該行為の
目的である犬について所有権その

他の権利を有する者の承継人に対
しても、またその効力を有する。

(政令で定める市)

第二十五条 この法律中「都道府県」
又は「都道府県知事」とあるのは、
保健所法（昭和二十二年法律第百
一号）第一条の規定に基づく政令で
定める市については、「市」又は
「市長」と読み替へるものとする。

但し、第八条第二項、第三項及び
第十五條の規定については、この
限りでない。

第五章 罰則

第二十六条 左の各号の一に該当す
る者は、一年以下の懲役又は五万
円以下の罰金に処する。

一 第七條の規定に違反して検査
を受けない犬（第二條の規定に
より準用した場合における動物
を含む。以下この章中同じ。）を
輸出し、又は輸入した者

二 第八条第一項の規定に違反し
て犬について届出をしなかつた
者

三 第九条第一項の規定に違反し
て犬を隔離しなかつた者

第二十七条 左の各号の一に該当す
る者は、三万円以下の罰金に処す
る。

一 第四條の規定に違反して犬の
登録の申請をせず、又は鑑札を
犬に着けなかつた者

二 第五条の規定に違反して犬に
予防注射を受けさせず、又は注
射済票を着けなかつた者

三 第九条第二項に規定する犬の
隔離についての指示に従わなかつ
た者

四 第十条に規定する犬に口輪を
かけ、又はこれをけい、留する命
令に従わなかつた者

五 第十一条の規定に違反して犬

を殺した者

六 第十二條の規定に違反して犬
の死体を引き渡さなかつた者

七 第十三條に規定する犬の検診
又は予防注射を受けさせなかつ
た者

八 第十五條に規定する犬又はそ
の死体の移動、移入又は移出の
禁止又は制限に従わなかつた者

九 第十六条に規定する犬の狂大
病のための交通のし、断又制限
に従わなかつた者

十 第十七条に規定する犬の集合
施設の禁止の命令に従わなかつ
た者

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 昭和二十五年における第四条に
規定する犬の登録及び第五条に規
定する予防注射は、同年九月三十
日までにこれを行ふように厚生省
令をもつて定めなければならない。

3 家畜伝染病予防法の一部を次の
ように改正する。

第一条第一項中「犬」を削る。

第四条第一項第一号中「牛疫、牛
肺疫又ハ狂大病」を「牛疫又ハ牛肺
疫」に改め、同条第二項を削る。

第五条第一項第一号中「豚ノバラ
チフス」の次に「狂大病」を加える。

第十七条を次のように改める。

第二十三條第三第五号を削り、第
六号を第五号とする。

第二十四條第一項第一号但書中
「犬」を削る。

4 この法律施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

歯科医師国家試験予備試験の受験
資格の特例に関する法律案

を殺した者

六 第十二條の規定に違反して犬
の死体を引き渡さなかつた者

七 第十三條に規定する犬の検診
又は予防注射を受けさせなかつ
た者

八 第十五條に規定する犬又はそ
の死体の移動、移入又は移出の
禁止又は制限に従わなかつた者

九 第十六条に規定する犬の狂大
病のための交通のし、断又制限
に従わなかつた者

十 第十七条に規定する犬の集合
施設の禁止の命令に従わなかつ
た者

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 昭和二十五年における第四条に
規定する犬の登録及び第五条に規
定する予防注射は、同年九月三十
日までにこれを行ふように厚生省
令をもつて定めなければならない。

3 家畜伝染病予防法の一部を次の
ように改正する。

第一条第一項中「犬」を削る。

第四条第一項第一号中「牛疫、牛
肺疫又ハ狂大病」を「牛疫又ハ牛肺
疫」に改め、同条第二項を削る。

第五条第一項第一号中「豚ノバラ
チフス」の次に「狂大病」を加える。

第十七条を次のように改める。

第二十三條第三第五号を削り、第
六号を第五号とする。

第二十四條第一項第一号但書中
「犬」を削る。

4 この法律施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

歯科医師国家試験予備試験の受験
資格の特例に関する法律案

歯科医師国家試験予備試験の受
験資格の特例に関する法律

歯科医師法（昭和二十三年法律第
二百二号）第三十三條第三項の規定
により従前の例による試験を受ける
ことができた者並びに昭和二十年八
月十五日以前に、朝鮮總督府の行つた
歯科医師試験の第一部試験に合格
し、満州国の行つた歯科医師考試の
第一部考試に及格し、又は中華民国
（満州及び蒙疆を含む。）において領
事官の歯科医業免許を受けた者は、
歯科医師法第十二條の規定にかかわ
らず、この法律施行の日から五年以
内に行われる歯科医師國家試験予備
試験を受けることができる。但し、
二回を超えて受験することはできな
い。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

医師國家試験予備試験の受験資格
の特例に関する法律の一部を改正
する法律案

医師國家試験予備試験の受験資格
の特例に関する法律の一部を改正
する法律

「卒業した者」の次に、「醫師法第三
十六條第三項の規定により従前の例
による試験を受けることができた者
並びに昭和二十年八月十五日以前に
朝鮮總督府の行つた醫師試験の第一部
試験に合格し、満州国の行つた醫師
考試の第一部考試に及格し、又は中
華民国（満州及び蒙疆を含む。）にお
いて領事官の医業免許を受けた者を
加える。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

印刷者 印刷 庁